

東京都公報

発行
東京都

目次

32

規則

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………二

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課）……………四

告示

○昭和二十四年東京都告示第八七十号（東京都国民健康保険審査会規程）の一部改正……………
（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………五

訓令（教）

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………五

訓令（選）

○東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正……………五
○東京都選挙管理委員会事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………六
○東京都選挙管理委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の廃止……………六

規則（人）

○東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………六
○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則……………六
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………七
○東京都人事委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を……………七

廃止する規則……………七

訓令（人）

○東京都人事委員会事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………八

訓令（監）

○東京都監査事務局処務規程の一部改正……………八
○東京都監査事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………八
○東京都代表監査委員の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程……………九
○東京都監査事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の廃止……………九

規則（公）

○公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則……………九
○東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
○東京都公安委員会が保有する個人情報保護等に関する規則を廃止する規則……………一〇
○東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則……………一〇
○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………一〇

訓令（労）

○東京都労働委員会事案決定規程の一部改正……………一一

訓令（収用委）

○東京都収用委員会事案決定規程の一部改正……………一一

告示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………一二
○昭和四十七年東京都水道局告示第五号（東京都水道局浄水場の設置）の一部改正……………一三
○昭和五十七年東京都水道局告示第三号（東京都事務手数料条例第二条第十一号及び第十二号の規定による公簿及び公文図書の指定）の廃止……………一三
○昭和四十年東京都水道局告示第九号（水道料金等の徴収又は還付に関する公示送達を掲示する掲示場の指定）の一部改正……………一三

規程（下水）

○東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………一三

- 東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程……………四
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………四

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十五人」を「三十人」に改める。

第十七条第二項中「医療受給者証のほか」を削る。

別記第一号様式、第一号様式の二及び第一号様式の三(表中

姓	名	性別	
を		に	
電話番号			
()			
郵便番号			
()			
電話番号表に申請する連絡先を記載してください			
()			
に			

改め 「医療券」の次に「の写し」を加え 「医療受給者証」や「受給者証の写し」に

「高額かつ長期」に該当する。
 □更新申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。
 ※対象となるのは、助成開始日以降の医療費です。自己負担上限額管理票の写し又は別に定める医療機関の療養証明等を添付してください。

「高額かつ長期」に該当する。
 □申請日の属する月以前の12か月の間に、月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。
 ※対象となるのは、上記指定難病又は小児慢性特定疾病の助成開始日以降の医療費です。自己負担上限額管理票の写し又は別に定める医療機関の療養証明等を添付してください。小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合は、当該医療費助成に係る受給者証の写しを添付してください。

改め 「上記の者」の次に「及び患者本人」や「難病の医療費助成を受けている者」の次に「（都疾病を含む。）」を加える。

別記第一号様式の三(表中「東京都福祉保健局」や「東京都の」)に改める。

別記第一号様式の四中

フリガナ 氏名	電話番号	生年月日	性別
を		に	

フリガナ 氏名	電話番号 ※日中つながる連絡先を を記入してください。	生年月日
に		

郵便番号	電話番号	患者との疾病
を		

郵便番号	電話番号 ※日中つながる連絡先を を記入してください。	患者との疾病
に		

改め 「上記の者」の次に「及び患者本人」や「難病の医療費助成を受けている者」の次に「（都疾病を含む。）」を加える。

別記第二号様式の二及び第二号様式の三中

生年月日	性別	
を		

生年月日	
------	--

改める。

別記第三号様式中

姓	名	性別

を

姓	名
---	---

に、

保護者(患者が18歳未満の場合)又は送付先 送付先又は保護者(患者が18歳未満の場合)	
--	--

を

に改め、「届出日」の次に「(和暦)」を加え

電話番号	生年月日	年	月	日
------	------	---	---	---

を

電話番号※日中つながる 連絡先を御記入ください	生年月日	年	月	日
----------------------------	------	---	---	---

に、

電話番号	患者との続柄
------	--------

を

電話番号※日中つながる 連絡先を御記入ください	患者との続柄
----------------------------	--------

に

改める。

別記第五号様式及び第六号様式中「障害(深層)」を削る。

別記第九号様式(表)中

氏名	性別
----	----

を

氏名

に

改める。

別記第十一号様式中

姓	名	性別

を

姓	名
---	---

に

申請理由	1 破損した 2 汚した 3 紛失した (理由)
------	-----------------------------------

を

※医療受給者証を破損し、又は汚した場合は、当該医療受給者証を添付してください。

上記の理由により、医療受給者証の再交付を申請します。

申請理由	1 破損した	2 汚した	3 紛失した
	(理由)		
(再交付を希望する医療受給者証の有効期間)			
年	月	日	年 月 日

※医療受給者証を破損し、又は汚した場合は、当該医療受給者証を添付してください。
 ※送付先の変更を希望される場合は、別途変更届を提出してください。
 ※電話番号欄については、日中につながる連絡先を欄記入ください。
 上記の理由により、医療受給者証の再交付を申請します。

改める。

別記第十三号様式申「↓ 所在地欄の都道府県名は必ず記載してください。」を添付

フリガナ	氏名	性別
住所		
電話番号	生年月日	年 月 日
フリガナ		
氏名		
住所		
電話番号		
患者との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	

を

フリガナ	氏名	住所
電話番号	生年月日 (和暦)	T・S・H・R 年 月 日
フリガナ	※日中つながる連絡先を欄記入ください。	
氏名		
住所		
電話番号	※日中つながる連絡先を欄記入ください。	
患者との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	

高額かつ長期
 申請日の属する月以前の12か月の間に、認定を受けた難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。
 ※対象となるのは、助成開始日以降の医療費です。自己負担上限額管理票の写し又は別に定める医療機関の療養証明書等を添付してください。
 ※ただし、特定医療費支給認定を受ける前の期間であって、小児慢性特定疾病の認定を受けている場合の医療費も対象になります。この場合、小児慢性特定疾病医療受給者証と自己負担上限額管理票の写しを添付してください。

を

高額かつ長期
 申請日の属する月以前の12か月の間に、認定を受けた難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6回以上あった。
 ※対象となるのは、助成開始日以降の医療費です。自己負担上限額管理票の写し又は別に定める医療機関の療養証明書等を添付してください。
 ※ただし、特定医療費支給認定を受ける前の期間であって、小児慢性特定疾病の認定を受けている場合の医療費も対象になります。この場合、小児慢性特定疾病医療受給者証と自己負担上限額管理票の写しを添付してください。

を

改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第一号様式から第一号様式の四まで、第二号様式の二から第三号様式まで、第五号様式、第六号様式、第九号様式、第十一号様式及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

●東京都規則第八十三号

東京都知事 小池 百合子

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改める。

第一条の四中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に、「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に改める。

第二条から第九条まで、第十四条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。

別表第1の部1の項中「第7号第1項」を「第44条の9第1項」に改める。
別記第十三号様式の二及び第二十一号様式の二中「第7号第1項」を「第44条の9第1項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別記第十三号様式の二及び第二十一号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百七十三号

昭和二十四年東京都告示第八百七十号（東京都国民健康保険審査会規程）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第三条中「福祉保健局保健政策部国民健康保険課」を「保健医療局保健政策部国民健

康保険課」に改める。

附則

この規程は、令和五年七月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第五号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

別表を次のように改める。

名	称
東京都立町田の丘学園	
東京都立光明学園	
東京都立多摩桜の丘学園	

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令（選）

●東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局処務規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第二十一条の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員の任用)

第二十二條 地方公務員法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條の規定により臨時的に任用される職員の任用等については、別に定める場合を除き、知事部局の例による。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第二号

東京都選挙管理委員会事務局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

第五條第三号中「地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により」を「同規程第二十二條に規定する」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都選挙管理委員会訓令第三号

東京都選挙管理委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程(昭和五十四年東京都選挙管理委員会訓令第一号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

東京都選挙管理委員会

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則

東京都人事委員会処務規則(昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二條第二十三号中「及び保有特定個人情報」を削る。

第二十條の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員の任用)

第二十一條 地方公務員法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條の規定により臨時的に任用される職員の任用等については、別に定める場合を除き、知事部局の例による。

別表第二十三の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

る。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員

会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の部(七)の項を次のように改める。

(七) 福祉局関係

東京都女性相談センター(一時保護所を除く。)

同 多摩支所

東京都西多摩福祉事務所

東京都児童相談センター(一時保護所及び治療指導部門を除く。)

東京都各児童相談所(一時保護所を除く。)

別表一の部中(六)の項を(五)の項とし、(八)の項から(七)の項までを(九)の項から(六)の項までとし、(七)の項の次に次のように加える。

(八) 保健医療局関係

東京都市場衛生検査所(出張所を含む。)

東京都芝浦食肉衛生検査所

東京都動物愛護相談センター(出張所を含む。)

同 多摩支所

別表二の部(二)の項中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の項中「及び課長代理(組織定数担当)」を「課長代理(組織定数担当)・課長代理(職務調査担当)」に、

福祉保健局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(給与担当)・課長代理(調査担当)を

福祉局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(調査担当)と保健医療局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(調査担当)に改め、同表人事委員

員会事務局の項中「課長代理(調査担当)」及び「課長代理(昇任担当)」の下に「課長代理(課務担当)」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二知事部局の項の改正

規定(福祉保健局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(調査担当)・課長代理(給与担当)・課長代理(調査担当)を

福祉局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(調査担当)と保健医療局総務部職員課課長代理(服務担当)・課長代理(給与福利担当)・課長代理(調査担当)に改める部分に限

る。)は、同年七月一日から施行する。

東京都人事委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都人事委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則を廃止する規則

東京都人事委員会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規則(昭和五

十四年東京都人事委員会規則第八号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会事務局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都人事委員会委員長 青山 侑

第五条第三号中「東京都人事委員会処務規則(昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号)」を「処務規則」に、「地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により」を「処務規則第二十一條に規定する」に改める。

第九条第四項中「の評定記録」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(監)

●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都監査委員 伊藤 ゆう
東京都監査委員 伊藤 こういち
東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員 岩 田 喜美枝

東京都監査委員 松 本 正一郎

第六条の表監査第一課の項第一号中「子供政策連携室」の下に、「スタートアップ・国際金融都市戦略室」を加え、同表監査第二課の項第一号中「福祉保健局」を「福祉局・保健医療局」に改め、同項第四号中「水道事業会計及び工業用水道事業会計」を「及び水道事業会計」に改め、同項第九号中「及び工業用水道事業会計」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

本則に次の一条を加える。

(臨時的任用職員の任用)

第十九条 地方公務員法第二十二條の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第六条第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号) 第九条の規定により臨時的に任用される職員の任用等については、別に定めるものを除き、知事部局の例による。

別表第一 十五の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

別表第二 二十四の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六条の表監査第二課の項第一号の改正規定は、同年七月一日から施行する。

●東京都監査委員訓令第二号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都監査委員 伊藤 ゆう
東京都監査委員 伊藤 こういち
東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員 岩 田 喜美枝
東京都監査委員 松 本 正一郎

例第38条第1項]を「個人情報保護法第93条」に改め、同号ウ中「東京都個人情報保護に関する条例第21条の3又は東京都特定個人情報の保護に関する条例第41条」を「個人情報保護法第98条」に、「東京都個人情報保護に関する条例第21条の6第1項又は東京都特定個人情報の保護に関する条例第44条第1項」を「個人情報保護法第101条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第4号

東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則

東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

第7条第2項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記様式第4号中「非開示決定通知書」を「不開示決定通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第5号

東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則

東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年3月15日東京都公安委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第6号

東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則を廃止する規則

東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

東京都公安委員会

委員長 山 口 徹

●東京都公安委員会規則第7号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第2環状六号線の項中

「渋谷区神泉町22番地先から渋谷区上原一丁目1番地先まで	を
渋谷区神泉町9番地先から渋谷区神泉町22番地先まで	

目黒区日黒三丁目9番地先から目黒区大橋一丁目3番地先まで	に改め、同表中
------------------------------	---------

渋谷区神泉町9番地先から渋谷区神泉町22番地先まで	
渋谷区神泉町22番地先から渋谷区上原一丁目1番地先まで	

多摩川通り	府中市四谷三丁目46番地先から府中市住吉町五丁目22番地先まで	を
	府中市住吉町二丁目30番地先から府中市南町五丁目38番地先まで	

「すずかけ通り	府中市寿町三丁目7番地先から府中市日鋼町1番地先まで	に、
多摩川通り	府中市四谷三丁目46番地先から府中市住吉町五丁目22番地先まで	
	府中市住吉町二丁目30番地先から府中市南町五丁目38番地先まで	
富士見通り	府中市日鋼町1番地先から府中市西原町一丁目1番地先まで	

「幹線市道 I - 18号線	日野市日野台四丁目2番地7から日野市日野台五丁目6番地10まで	を
----------------	---------------------------------	---

「幹線市道 I - 18号線	日野市日野台四丁目2番地7から日野市日野台五丁目6番地10まで	を
国立市道中央高速道路側道第5号線	国立市谷保六丁目26番地先から国立市谷保六丁目29番地先まで	に改める。
国立市道南第51号線	国立市谷保六丁目24番地先から国立市泉五丁目32番地先まで	
国立市道南第30号線13	国立市谷保六丁目26番地先から国立市谷保六丁目22番地先まで	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則 (以下「新規則」という。) 別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

訓 令 (労)

●東京都労働委員会訓令第1号

東京都労働委員会事案決定規程 (平成十七年東京都労働委員会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都労働委員会

別表六の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令 (収用委)

●東京都収用委員会訓令第一号

東京都収用委員会事案決定規程(平成九年東京都収用委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都収用委員会

別表中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

表東京都水道局大田営業所の項所管区域の欄中「大田区(ただし、令和島を除く。)&及び世田谷区」を「大田区(ただし、令和島を除く。)、世田谷区及び渋谷区」に改め、東京都水道局渋谷営業所の項を削る。

●東京都水道局告示第三号

昭和四十七年東京都水道局告示第五号(東京都水道局浄水場の設置)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

表東京都水道局玉川浄水場の項、東京都水道局砧浄水場の項及び東京都水道局長沢浄水場の項を削る。

●東京都水道局告示第四号

東京都事務手数料条例第二条第十一号及び第十二号の規定による公簿及び公文図書の指定に関する告示(昭和五十七年東京都水道局告示第三号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都水道局告示第五号

昭和四十年東京都水道局告示第九号(水道料金等の徴収又は還付に関する公示送達を掲示する掲示場の指定)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

表中「給水管理事務所又は給水事務所」を「又は多摩水道改革推進本部」に改める。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都下水道局分課規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「局に」の下に「企画担当部長、」を加える。
別表第一施設管理部の項中「及び」を「、新エネルギー事業推進担当課長及び」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表局長の欄第二十六号、同表部長の欄第十九号及び同表課長の欄第十四号中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局庁舎管理規程(昭和五十年東京都下水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表雑司が谷庁舎の項を削る。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

東京都下水道局の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都下水道局管理規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「に規定する技術開発担当部長、施設管理担当部長及び同条第五項」を「及び第五項」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千六百八十」に、

「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千百九十九」に改め、同項第三号

中「一万分の二万二千」を「一万分の二万一千五百」に改め、同項第四号中「一万分の

一万十二・五」を「一万分の九千五百六十七・五」に、「一万分の一万六千五百」を

「一万分の一万六千」に改め、同項第五号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の九

千六百七十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第

六号中「一万分の五千二百八十」を「一万分の五千六十」に、「一万分の七千九十九

九」を「一万分の六千八百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千七百八十五

」を「一万分の五千五百六十二・五」に、「一万分の一万」を「一万分の九千」に改め、

同項第八号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の四千六百七十二・五」に改め、

同項第九号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の四千七百二十五」に、「一万分の

六千五百」を「一万分の六千」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十一号

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第十三号中「一件の支払い金額が五万円以下の」を削り、「経費」の下に「(一件の支払金額が五万円以下のものとする。ただし、局長が別に定める方法により支払う場合にあつてはこの限りでない。)」を加える。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十二号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程(昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「〇・三パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金

貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

